

公立大学法人福島県立医科大学理事長選考規程

平成 18 年 6 月 29 日基本規程第 21 号
一部改正 平成 19 年 10 月 16 日基本規程第 15 号
一部改正 平成 21 年 6 月 22 日基本規程第 17 号
一部改正 平成 22 年 10 月 6 日基本規程第 31 号
一部改正 平成 24 年 6 月 12 日基本規程第 6 号
一部改正 平成 25 年 1 月 28 日基本規程第 17 号
一部改正 平成 25 年 9 月 3 日基本規程第 34 号
一部改正 令和 7 年 3 月 26 日基本規程第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学定款第 10 条第 9 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づき、福島県立医科大学（以下「大学」という。）の学長となる公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）の理事長（以下単に「理事長」という。）の選考及び任期に関し、必要な事項を定める。

(理事長候補者の資格)

第 2 条 理事長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうち、理事長選考会議（以下「選考会議」という。）が定める基準（以下「選考基準」という。）を満たす者として、第 6 条及び第 8 条の規定により選出された者とする。

(選考機関)

第 3 条 理事長の選考は、前条に定める者のうちから、選考会議が行う。

(選考時期)

第 4 条 理事長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき
- (3) 理事長が欠員となったとき
- (4) 理事長が解任されたとき

2 理事長の選考は、前項第 1 号に該当する場合には、任期満了する日の 1 か月前までに行い、同項第 2 号から第 4 号に該当する場合には速やかに行う。

(選考の公示)

第 5 条 選考会議は、理事長の選考を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を公示する。

- (1) 選考を行う理由
- (2) 選考基準
- (3) 次期理事長の任期

- (4) 選考日程及び選考方法
- (5) 理事長候補適任者の推薦方法及び受付期間
- (6) その他選考の公示に必要な事項

(理事長候補適任者の推薦)

第6条 第4条第2項の規定により、理事長の選考が開始されたときには、選考会議は、理事長候補者を選出するため、公立大学法人福島県立医科大学経営審議会（以下「経営審議会」という。）及び公立大学法人福島県立医科大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に対して、理事長候補適任者の推薦を求める。

- 2 前項の推薦の求めに基づき、経営審議会及び教育研究審議会は、各3人以内の理事長候補適任者を順位を付さずに選考会議に対して推薦する。
- 3 前項に定めるもののほか、選考会議は、次条に定める者（以下「推薦資格者」という。）10人以上の連名により書面で推薦された者を、理事長候補適任者に加えることができる。
- 4 選考会議委員は、前項に規定する推薦人となることはできないものとする。

(推薦資格者)

第7条 前条第3項に規定する推薦資格者は、第5条の公示をした日現在において法人に在職する者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 役員（監事を除く。）
 - (2) 助手以上の専任教員
 - (3) 公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の規定に基づき、給料の特別調整額を支給されている職員
 - (4) 附属病院及び会津医療センター附属病院の技師長、看護師長及び助産師長
 - (5) 事務局の主任主査及び係長
 - (6) 会津医療センター事務局の課長、主任主査及び係長
- 2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人福島県立医科大学寄附講座に関する規程第3条第3号に定める寄附講座職員（兼務として当該寄附講座に置かれる職員を除く。）、県派遣職員、准職員及び非常勤職員は、推薦資格者となることができない。

(理事長候補者の選出)

第8条 選考会議は、第6条に定める方法により理事長候補適任者とされた者のうち、理事長就任の意思を確認できた者を理事長候補者として選出する。

- 2 前項の規定により選出された理事長候補者は、選考会議が別に定める様式により所信表明書を提出しなければならない。
- 3 選考会議は、第1項の規定により選出された理事長候補者の氏名及び推薦方法を公示する。
- 4 理事長候補者として選出された者は、選考会議がやむを得ない事由があるものとして承認した場合に限り、選考の途中で辞退することができる。

(理事長候補者の所信表明)

第9条 選考会議は、理事長候補者が所信を表明する場（以下「所信表明演説会」という。）を設ける。

（意向投票）

第10条 選考会議は、理事長候補者が3名以上の場合に、理事長候補者に関する学内の意向を確認するための投票（以下「意向投票」という。）を実施する。

2 意向投票の投票資格を有する者（以下「意向投票の有資格者」という。）は、第7条に定める推薦資格者とする。

3 前項の規定にかかわらず、意向投票日において休職中の者及び意向投票日までに離職した者は、意向投票の有資格者とはならない。

（意向投票管理）

第11条 意向投票の管理に関する事務は、選考会議が設置する理事長選考意向投票管理委員会（以下、「管理委員会」という。）が行う。

（意向投票の投票方法等）

第12条 意向投票は、理事長候補者に対して、単記無記名投票により行う。

2 意向投票の有資格者は、やむを得ない理由により、意向投票日に自ら投票できないときは、意向投票公示日から意向投票日の前日までの間（週休日及び休日を除く。）、期日前投票を行うことができる。

（意向投票の結果）

第13条 意向投票日当日に開票を行い、各理事長候補者の得票数を意向投票結果として公示する。

（理事長候補者に対する面接）

第14条 選考会議は、理事長候補者に対し面接を実施する。ただし、意向投票が実施されたときは、その得票数の多い順から2人の理事長候補者に限り実施するものとする。

2 前項ただし書きの場合において、面接を行わないこととされた理事長候補者は、これ以降の選考手続きの対象から除外する。

（理事長予定者の決定）

第15条 選考会議は、選考基準及び次に掲げる事項を総合的に考慮し、理事長候補者の中から1人を理事長予定者（次期理事長として法人が知事に申し出る者をいう。以下同じ。）として決定する。ただし、この場合の議事は、公立大学法人福島県立医科大学理事長選考会議規程（平成18年4月1日基本規程第5号。以下「選考会議規程」という。）第7条第2項の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の賛成がなければならない。

(1) 推薦書、経歴書及び所信表明書

(2) 所信表明演説会における演説内容

(3) 面接の結果

(4) その他選考会議が必要と認めた事項

- 2 選考会議は、前項の規定により理事長予定者を決定したときは、速やかに理事長に対し報告するとともに、選考結果、選考理由、選考過程並びに選考会議委員氏名及び所属の公示を行う。

(任期)

第 16 条 理事長の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 6 年を超えて在任することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に伴う復興業務に対応するため平成 33 年 3 月 10 日の間に理事長の職にある者の任期については、次のとおりとする。

理事長の任期は 3 年とし、再任は妨げない。ただし、引き続き 9 年を超えて在任することはできない。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。ただし、この場合の議事は、選考会議規程第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、委員総数の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考及び任期に関し必要な事項は、議長が選考会議の議を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規程は、平成 18 年 6 月 29 日から施行する。

(最初の理事長の任期の特例)

- 2 法人の設立時に任命された理事長の任期は、第 12 条本文の規定にかかわらず平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この基本規程は、平成 19 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成 21 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成 22 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成 24 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成 25 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成 25 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この基本規程は、令和 7 年 3 月 26 日から施行する。